

第 4 1 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の
3 第 1 項」を加える。

第 2 0 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げ
る金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額
（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世
帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち
給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に
係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3
項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定
する給与等の収入金額が 5 5 0 , 0 0 0 円を超える者に限る。）を
いう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得
を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総
所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係

る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第2項中「地方税法第313条第3項」との次に「、
「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とを加える。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第14条第1項、第20条第1項及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
 - (1) 国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者（以下「給与所得者等」という。）が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとする。
 - (2) 被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定において、他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、長期譲渡所得の算定方法に係る規定を整備すること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。